

説明資料

〔税務手続のデジタル化〕

令和4年10月19日（水）
国 税 庁

目次

I	税務行政の目指す姿	
	・ 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション	4
	・ 政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」 （令和元年9月）	7
	・ 国際的な潮流	8
II	納税者の利便性の向上（「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる」社会の実現）	
	・ e-Taxの利便性向上に向けた取組	11
	・ マイナポータル連携の推進	14
	・ 納税情報の添付自動化	17
	・ キャッシュレス納付の利用拡大	18
	・ チャットボットによる相談	19
III	課税・徴収の効率化・高度化	
	・ Web会議システムを活用したリモート調査等	21
	・ 税務調査等における資料のオンライン提出	22
	・ 預貯金等照会のオンライン提出	23
IV	今後の方向性・課題	25

I . 税務行政の目指す姿

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

デジタルを活用した、国税に関する手続きや業務の在り方の抜本的な見直し

(基本的な指針)

利用者目線の徹底

万全なセキュリティの確保

業務改革 (BPR)の徹底

税務行政の将来像2.0*

ICT社会への
的確な対応

税務手続きの
抜本的な
デジタル化

あらゆる税務手続き
が税務署に行かず
にできる社会

納税者の利便性の向上
(スムーズ・スピーディ)

申告・申請等の簡便化

自己情報のオンライン確認

チャットボットの充実等

プッシュ型の情報配信

課税・徴収の効率化・高度化
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

AI・データ分析の活用

照会等のオンライン化

Web会議システム等の活用

重点課題への
的確な取組

租税回避への対応

富裕層に対する
適正課税の確保

消費税不正還付
等への対応

大口・悪質事案
への対応

(インフラ整備)

システム高度化と人材育成

内部事務の集約処理

関係機関との連携・協調

* 平成29年に公表した「税務行政の将来像」について、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえ、アップデートしたもの。

基本的な指針

税務行政のデジタル・トランスフォーメーションについては、政府の方針に基づき、以下を基本的な指針として取り組みます。

1 利用者目線の徹底

デジタルに不慣れな方も含め、多様な利用者の意見に耳を傾けつつ、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービスを提供し、**「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる」社会**を目指します。

2 万全なセキュリティの確保

データの連携や分析に当たっては、納税情報を含む守秘性の高いデータを扱うことから、セキュリティの確保に万全を期します。

3 業務改革（BPR）の徹底

既存の制度や業務を前提にそのデジタル化を図るのではなく、デジタル化の利点を生かした業務改革（BPR）に取り組みます。全ての業務の在り方や職員の働き方を不断に見直すとともに、データの活用により**課税・徴収を効率化・高度化し、組織としてのパフォーマンスの最大化を目指します。**

（参考）デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（令和2年12月25日閣議決定）（抜粋）

社会全体のデジタル化を進めるには、まずは国・地方の「行政」が、自らが担う行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、ユーザー視点に立って新たな価値を創出するデジタル・トランスフォーメーションを実現し、「あらゆる手続が役所に行かずにできる」、「必要な給付が迅速に行われる」といった手続面はもちろん、規制や補助金等においてもデータを駆使してニーズに即したプッシュ型のサービスを実現するなど、ユーザー視点の改革を進めていくことが必要である。

税務行政DXの構想実現に向けた「工程表」（概念図）

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（税務行政DX）

= デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し

納税者の利便性の向上

（利便性向上によるオンライン手続の促進）

① 確定申告

② 申請等

- ▶ 一般的な申請・届出
- ▶ 納税証明書
- ▶ 申告書等の閲覧申請

③ 納付

④ 相談

課税・徴収の効率化・高度化

⑤ 内部事務（入力・審査等）

- ▶ センター化
- ▶ データ中心の事務処理

⑥ 調査・徴収事務

インフラ整備

⑦ 次世代システムの構築等

4. デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な課税の実現

(1) 基本的な考え方

デジタル経済の進展、働き方の多様化、国境を越えた取引の増大といった経済社会の構造変化に対応し、申告納税制度の下、納税者及び税務当局を含む社会全体のコストを最小限に抑えつつ、納税者の自発的な納税義務の履行が適正かつ円滑に実現できるよう、制度上及び運用上の措置を講じていくことが重要である。

そのためには、まず、ICTの活用により、納税者の利便性の更なる向上やコンプライアンスコストの最小化を図りつつ、同時に取引や申告の段階から正確な手続を行うことができるような仕組みを構築することを目指すべきである。

また、経済取引が複雑化する中、課税逃れの未然防止や早期是正等を図るためには、課税関係の判断に必要となる情報について、納税者による自主的な開示を促すとともに、税務当局も広く参考となる情報を適時に提供するなど、納税者の予見可能性を高めていくことが必要である。税務調査などの事後的な対応については、特に必要性の高い分野や悪質な事案等に重点化した上、それらが効率的かつ効果的に実施されるよう環境を整備していくべきである。

これらの取組を進めていく際には、ICT化の進展や経済におけるデータの集積・利活用の拡大を踏まえ、セキュリティの確保に万全を期すとともに、納税者及び税務当局における税務関係手続の流れを大胆に、かつ、スピード感を持って見直す業務改革の視点が重要である。その際、デジタルファースト（原則として、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する）の考え方の下、関連する業務プロセスを抜本的に見直すべきである。このような税務関係手続の思い切った見直しを梃子として、企業経営のICT化を後押しし、生産性の向上を促すことが極めて重要である。

こうした考え方の下、税制や税務行政に対する国民の信頼を維持するとともに、税の意義・役割等に対する理解を深めるための取組を充実させる必要がある。

国際的な潮流 – OECD報告書「税務行政3.0」*

* OECD (2020), Tax Administration 3.0 : The Digital Transformation of Tax Administration

【序文より】

近年、デジタル機器や新しいコミュニケーションチャネル、内外におけるデータソースの大幅な増加により、納税者サービスの改善や、コンプライアンス確保策の重点化（better target our compliance activities）を図ることが可能となった。

これにより、税務行政の効果と効率が確実に向上してきた一方、我々税務長官会合は、将来の税務行政について、能動的な、かつ時に負担の大きい、**納税者の自発的なコンプライアンス**とノンコンプライアンスに対処するため**資源を集約した税務調査に依存した現在のアプローチから大きく転換**するような姿を見据えている。

「税務行政3.0」の描く世界

税務行政は、…

- 1 納税者の日常の業務に溶け込む** Embedded within taxpayer natural systems
 - ・納税者が日ごろ利用する業務システムとの連携により**負担感なく正確な納税**が可能に
 - ・その結果、**ノンコンプライアンスは、意図的かつ手間暇がかかるものに収れん**
- 2 納税に関する業務を担う官民全体のシステムの一部となる** Part of a resilient “system of systems”
 - ・プラットフォームによる源泉徴収など民間のシステムも納税に関する業務の担い手に
- 3 リアルタイムで課税関係を安定させる** Real-time tax certainty provider
 - ・源泉徴収や納税専用口座などにより、リアルタイムで課税関係を確定することが可能に
- 4 透明で信頼性が向上する** Transparent and trustworthy
 - ・納税者にとって、どのデータに基づきどのような課税が行われるかの把握が容易に
- 5 一体となった政府の一部となる** An integrated part of whole of government
 - ・行政当局間のデータ連携により、様々な行政手続をシームレスに行うことが可能に
- 6 人とハイテクが融合した組織となる** A human touch and high tech adaptive organization
 - ・人のスキルとAIなどのサポートツールの相互関連（intertwining）が成功のカギ
 - ・人や業務プロセス、システムの柔軟さにより、危機を含む社会経済の変化に適切に対応

第6 デジタル社会の実現に向けた施策 / 1. 国民に対する行政サービスのデジタル化 / (5) 公共フロントサービスの提供等 / ② ワンストップサービスの推進等 / ワンストップサービスの推進等に関する具体的な施策

⑨ 国税関係手続のデジタル化の推進

税務に関する手続は、多くの国民に関係する一方、複雑であり、納税者にとって必ずしも分かりやすいとは言い難い。申告納税制度を基本とする我が国においては、納税者の自発的な納税義務の履行を円滑かつ適正に実現することが重要であり、更なるデジタルの活用により、これを実現していく。

そのため、国民が税務に関する手続を調べ、相談し、申告するまでの全体の流れについて、納税者の視点で、業務・システムを一体で見直し、UI・UXの改善による納税者の利便性を向上するとともに、業務やシステムの効率化・合理化を図る。

具体的には、チャットボットや確定申告書等作成コーナー、国税電子申告・納税システム(e-Tax)など関連するシステムの機能を整理するとともに、その連携等を図ることにより、利用者が円滑に手続を完了できる環境を整備する。また、その一環として、個々の利用者の特例適用(青色承認、消費税簡易課税等)の状況や過去の申告・納税履歴を一覧で確認できるページをe-Tax上に設け、このページを経由して各手続を行うことができるようにする。

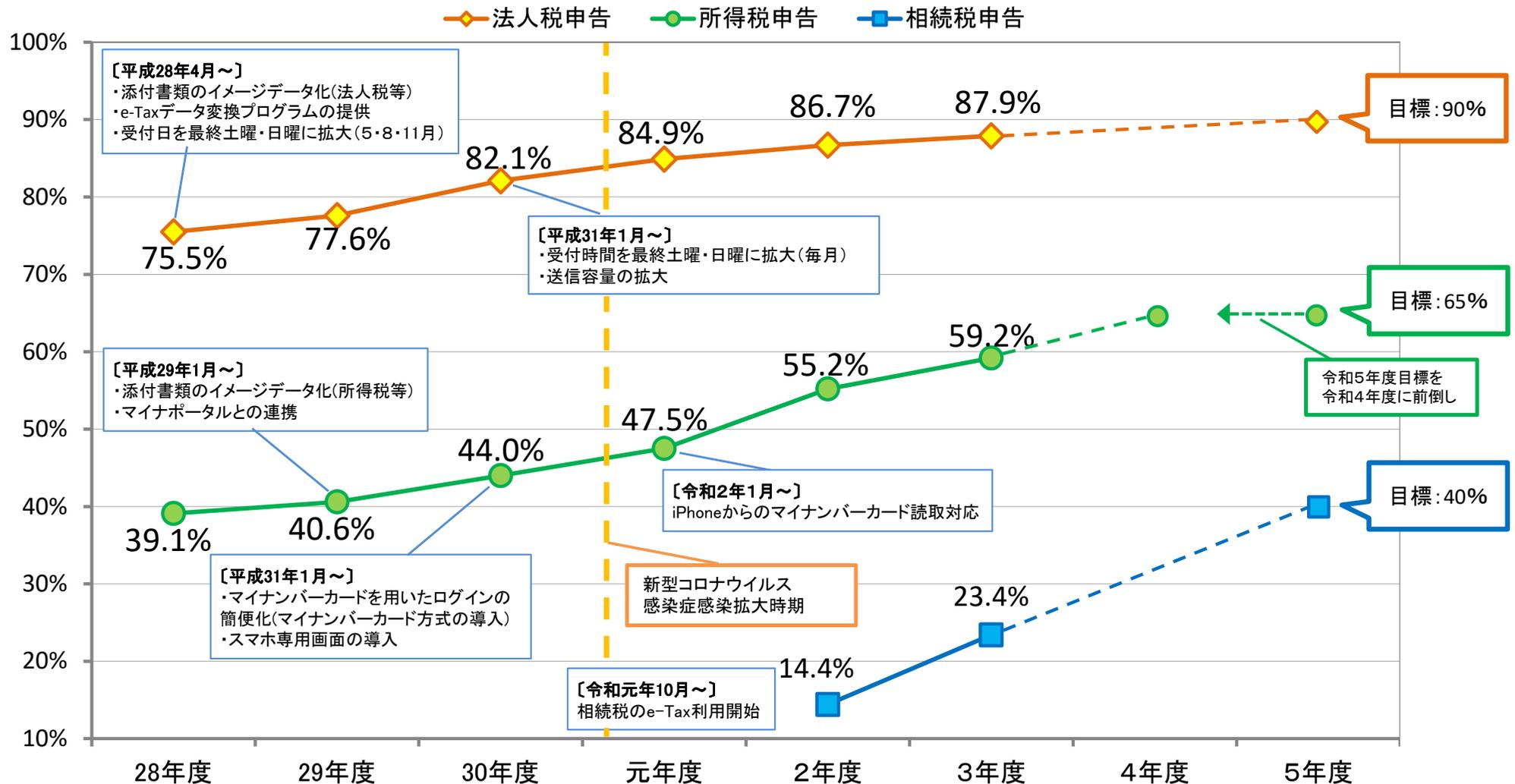
あわせて、マイナポータルとの連携拡充や、官民における年末調整控除申告書作成用ソフトウェア(年調ソフト)等の利用促進を図り、関連する諸システムも含めて、手続全体のデジタル化とUI・UXの改善を推進する。

Ⅱ．納税者の利便性の向上

（「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる」社会の実現）

e-Taxの利用拡大

- 政府全体のデジタル社会の実現に向けて、納税者利便の向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxの利用拡大を推進。
- 国税に関する全ての申告や申請について、原則としてオンラインで手続可能。
- e-Tax利用率は順調に増加。令和5年度末のオンライン利用率目標を設定し、更なる向上を目指す。



※ 所得税申告については、確定申告会場で申告書を作成しe-Taxで提出した分を含む。

「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて

- 国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税申告書等の作成、e-Taxによる送信等ができる。
- また、「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて、**スマホのカメラ機能による自動入力**など、e-Taxの利便性向上に取り組んでいる。
- 令和4年分確定申告（令和5年1月以降）では、**マイナポータルとのデータ連携による自動入力対象を拡大**するなど、マイナンバーカードやスマホを利用した申告の更なる利便性向上に取り組んでいく。

確定申告は自宅からのe-Taxがスタンダードに

《自宅から納税者ご自身により e-Tax で申告書を提出した方の数の推移》



既に**85%**以上の方が、**確定申告会場に来場せず**に確定申告。

確定申告書等作成コーナーの便利な機能はこちら♪

スマホで申告！ カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力！



パソコンで申告！ スマホがICカードリーダーの代わりに！



令和4年分（令和5年1月以降）からさらに便利に！

マイナンバーカードの読み取り回数が1回に！



作成コーナー × マイナポータル

マイナポータル連携で確定申告書に自動入力！

証明書等のデータを一括取得し、自動入力できます。一度ご利用いただければ、そのメリットを実感！

令和5年1月以降のマイナポータル連携の自動入力対象はこちら

医療費...	1年間分の情報が取得可能に！
ふるさと納税	公的年金等の源泉徴収票
国民年金保険料	生命保険 地震保険
株式の特定口座	住宅ローン控除関係

今後も順次拡大予定！

給与所得の源泉徴収票 iDeCo 小規模企業共済等掛金 など

あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指して

税務署に行く理由
(主なもの)

確定申告
(納付・還付)

申請・届出

特例適用状況
の確認

納税証明書
の入手

相談

税務署に行かなくてもできるようにするために実現を目指す仕組み

申告・申請等の簡便化 ⇒ 構想1・2

- 必要なデータを自動反映
- 納付、還付は登録済口座を利用
- 手続自体の要否を見直し
- 入力項目は最少限に

数回のクリック・
タップで完了

自己情報のオンライン確認 ⇒ 構想3

マイナポータルや
e-Taxのアカウント画面で
特例適用や納税の状況を確認

あなたの情報 

所得税等に関する事項	
所得税申告区分	青色
〇〇特例	適用なし

[〇〇特例の適用を届け出る](#)

納税の状況 (〇月〇日時点)
未納税額はありませぬ

[納税状況データのダウンロード](#)

チャットボット*の充実等 ⇒ 構想4

プッシュ型の情報配信 ⇒ 構想5



還付金は
3,000円です。

(あなたの所得)
給与 2,400,000円
年金 600,000円
(所得控除)
生命保険料 120,000円

もっと見る

(振込先)
 登録済口座 その他

上記内容を確認の上、申告



税務相談
チャットボット

土地を売った

土地や建物を売却
した場合は、確定
申告が必要となる
場合があります。
具体的には、…

(入力欄)

* 質問内容を入力するとAIを活用して自動で回答を表示するサービス

構想 1：税務署に行かずにできる「確定申告（納付・還付）」（申告の簡便化）

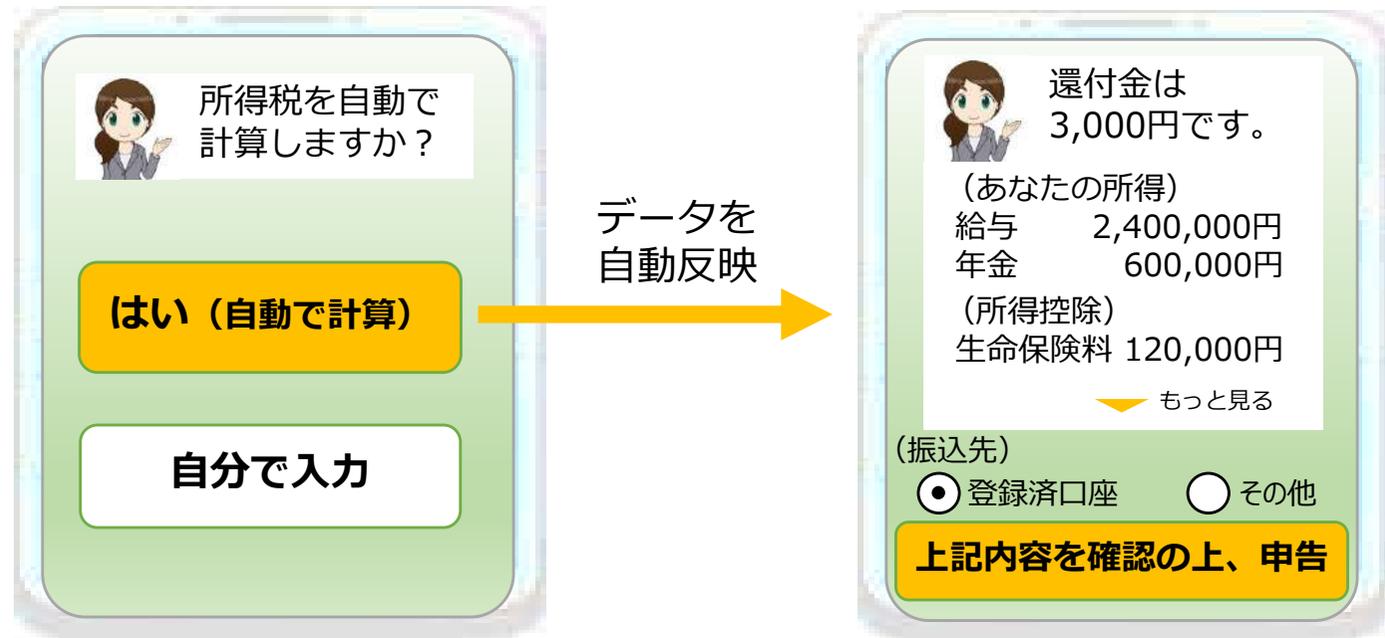
確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みの実現を目指します。

（現状：税務署に行く場合）

- ① 申告に必要な情報を入手・整理
（例）
 - ・源泉徴収票（給与・年金）
 - ・生命保険料控除証明書 等
 ※ほとんどが紙で交付
- ② 税務署（申告相談会場）を往訪
※確定申告期は混雑
- ③ 申告データを作成するシステム
（国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」）に必要な事項を個々に入力
※還付金振込口座は毎年入力
- ④ e-Taxで申告データを送信

（将来のイメージ）

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択
- ③ 内容を確認の上、申告



※個々の項目や還付金振込口座の入力は不要（振替納税を利用すれば納付も自動に）

（注）

- ・ **国税庁では、マイナポータルを通じて入手したデータを申告データに自動的に取り込む仕組みの整備を進めています。**
（既に取込可能：生命保険料、特定口座取引等。令和4年～：損害保険料、ふるさと納税等）
- ・ **必要な全てのデータを自動的に取り込むためには、データ交付の普及（発行者の協力）やシステムの刷新等が必要になります。**
- ・ 国税庁の提供する「年調ソフト」を利用すれば、年末調整関係書類についても必要なデータを自動的に取り込むことが可能です。

あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指して【工程表】

○ 確定申告（必要なデータの自動取込等）

		データ（主な保有機関等）	実現時期（注1）			
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024) 以降
所得	年金	年間収入金額（日本年金機構）			令和5年1月～	
	給与	年間収入金額（勤務先）	※未定 ⇒ 実現方式の検討が必要（注2）			
	事業・雑	収入、経費（会計ソフト・支払調書）				
	特定口座取引	取引金額（証券会社）	令和3年1月～（対応する証券会社を順次拡大）			
所得 控除	生命保険料	保険料支払額（生命保険会社）	令和3年1月～（対応する保険会社を順次拡大）			
	地震保険料	保険料支払額（損害保険会社）		令和4年1月～（対応する保険会社を順次拡大）		
	社会保険料	国民年金保険料負担額（日本年金機構）			令和5年1月～	
	医療費	医療費支払額（審査支払機関）		令和4年2月～		
	ふるさと納税	寄附金額（仲介業者）		令和4年1月～（対応する仲介業者を順次拡大）		
その他	住宅ローン	年末残高（金融機関）	令和3年1月～（対応する金融機関を順次拡大）			

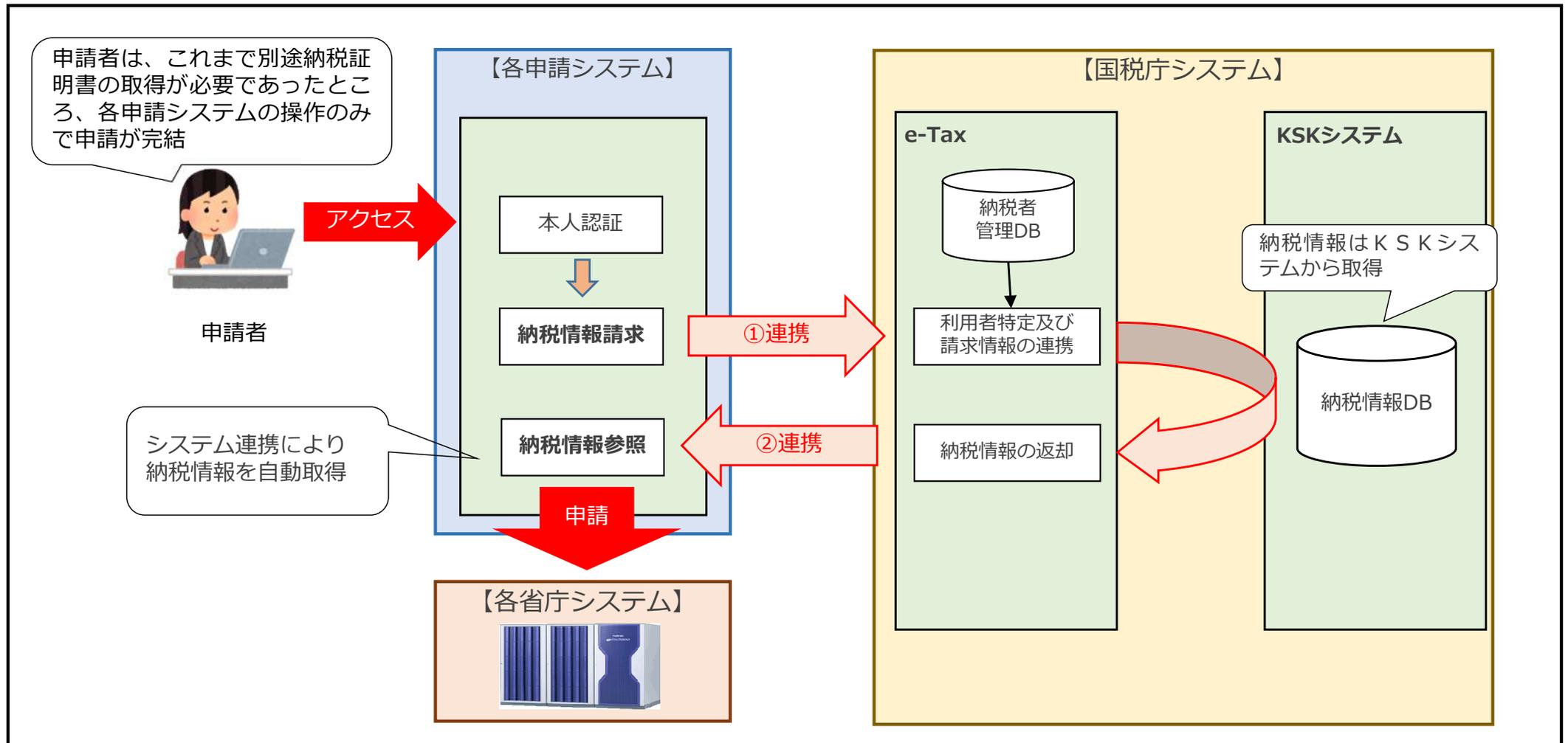
（注1） 実現時期は「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）の記載等に基づく現時点の見通し。

（注2） 給与の源泉徴収票については、令和4年1月以降、所定のクラウドに保存する方式による提出が可能となる予定。

また、確定申告書等作成コーナー（申告データを作成できる国税庁ホームページ上のシステム）において、スマートフォンのカメラで源泉徴収票（紙）を読み取ることにより金額等を自動入力できる機能を提供する予定（令和4年1月リリース予定）。

納税情報の添付自動化

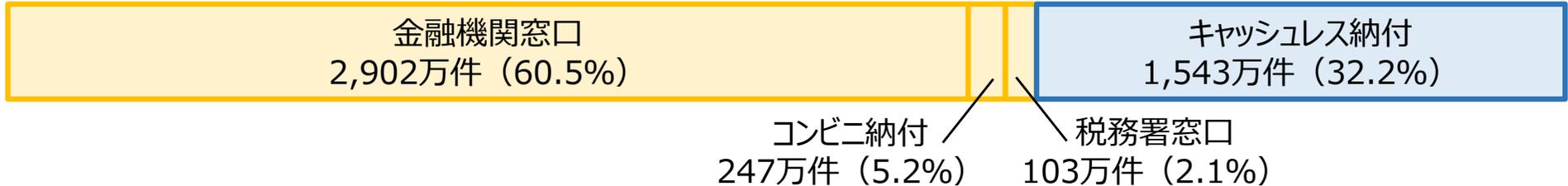
- 各省庁のシステムと連携し、申請者の納税情報を申請時に自動で添付する仕組みを、令和5年1月に運用開始予定。
- この仕組みにより、これまで税務署で納税証明書を入手し申請時に添付していた手続きでは、納税証明書の添付が不要に。
 - ※ 各省庁のシステムがこの仕組みに対応する必要
 - ※ 納税証明書のオンライン請求、電子納税証明書（PDF方式）交付は、令和3年7月に導入済み。



キャッシュレス納付の利用拡大

- 国税庁では、**納税者の利便性向上**と現金管理等に伴う**社会全体の事務コストの縮減**を図る観点から、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいる（目標：令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割）。

国税の納付件数（手段別内訳：令和3年度実績）



※ 「キャッシュレス納付」とは、現金（紙幣・硬貨）を使用しない非対面の納付方法を意味し、
①ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）、②振替納税、
③インターネットバンキング等の電子納税、④クレジットカード納付を指します。

【ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）】

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な操作で口座引落としにより納付する方法。
e-Taxで申告する、特に、毎月の源泉所得税など頻繁に納付を行う法人が主な対象。



【振替納税】

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落としにより納付する方法。
申告所得税や消費税の確定申告書を提出する個人が対象。



【スマホアプリ納付（令和4年12月開始予定）】

決済専用Webサイト（スマートフォン専用）において、スマホアプリ（〇〇Pay等）を使用することにより納付する方法。
スマホアプリ（〇〇Pay等）を使用している個人が主な対象。
※ 納付できる金額は30万円以下となります。

スマホ等でe-Tax申告後



決済専用Webサイト（スマートフォン専用）



② Pay払いの選択・決済（納付委託）
※納税者は、事前にチャージが必要

チャットボットによる相談

- 税務手続に関する不明な点について、オンラインで解決できるよう、国税庁ホームページでチャットボットを運用。
- 令和2年1月のリリース以降、相談範囲を順次拡大してきている。

納税環境の整備 ～チャットボット～



「税務職員ふたば」
画面遷移（スマホ）
（PC・スマホ・タブレットに対応）

土日夜間など日時によらず、いつでも気軽に税務相談ができる
相談チャンネルとして国税庁HPでチャットボットを運用。

概要

税に関する質問を、フリーワードなどで入力すると、
AI（人工知能）が自動回答。

相談範囲

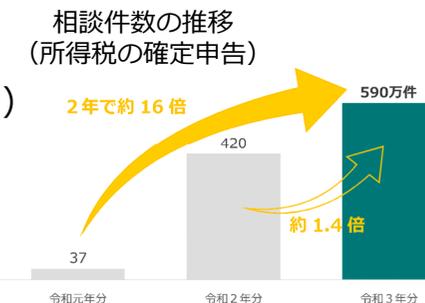
- ・ 所得税の確定申告（令和2年1月～）
- ・ 年末調整（令和2年10月～）
- ・ インボイス制度（令和4年5月～）

について、チャットボットによる相談を実施。

相談件数は年々増加しているところ、特に所得税の確定申告の相談件数は、2年で約16倍と急増。

チャットボットは、利用者からの質問やアンケートを基に相談内容の拡充や対象税目の拡大を図っており、令和5年1月からは、消費税の確定申告についての相談を実施予定。

相談件数の推移 (所得税の確定申告)



年度	相談件数
令和元分	37
令和2年分	420
令和3年分	590万件



国税庁HP
トップ画面



税目選択画面



チャットボット
説明ページ



相談ページ